

## 総括プロジェクト機構内における研究部門について

令和8年4月1日  
プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この裁定は、東京大学総括プロジェクト機構内規第4条第1項の規定に基づき研究部門の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の手續及び存続期間)

第2条 研究部門を設置するときは、学術経営本部会議においてこれを審議し、教育研究評議会及び役員会に報告しなければならない。

2 研究部門の存続期間は、原則として1年以上6年以下とする。

3 前項の存続期間が終了したときは、その研究の成果の概要のとりまとめを行い、総括プロジェクト機構長に報告するものとする。

4 研究部門の存続期間は、更新することができる。更新の手續きは、第1項に準ずる。

(研究部門教員)

第3条 研究部門教員は、教授、准教授、講師、助教及びそれらに相当する者とする。

2 研究部門教員の選考は、学術経営本部会議内規第2条により行う。

3 研究部門教員は、本学の専任または兼任の教員及び総括プロジェクト機構長より委嘱された者とする。

4 研究部門において雇用する教員については、任期または契約期間を付すものとする。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。